

糸魚川市立糸魚川東保育園の民営化に伴う公私連携保育法人の指定に関する協定書（案）

糸魚川市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（以下「法」という。）第 56 条の 8 第 2 項の規定に基づき、糸魚川市立糸魚川東保育園の民営化に伴う同条第 1 項に規定する公私連携型保育所（以下「公私連携型保育所」という。）の設置及び運営について、本協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 本協定は、法令及び諸契約等（次条各号に規定する諸契約、公募関係書類等。以下同じ。）に基づき乙が適正かつ円滑に公私連携型保育所の設置及び運営を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（公私連携型保育所に係る諸契約等の種類）

第 2 条 甲及び乙は、次の各号に掲げる諸契約等を遵守しなければならない。

(1) 次に定める公私連携型保育所に係る諸契約（以下「諸契約」という。）

ア 本協定書

イ 別途甲及び乙が締結する公私連携型保育所を設置する土地に係る賃貸借契約書（以下「賃貸借契約」という。）

(2) 次に定める公私連携保育法人（法第 56 条の 8 第 1 項に規定する公私連携保育法人をいう。以下同じ。）の選定に係る公募関係書類等

ア 糸魚川市立糸魚川東保育園運営法人募集要項（以下「募集要項」という。）

イ 糸魚川東保育園運営仕様書（以下「運営仕様書」という。）

ウ 募集要項に基づき乙が提出した参加希望申請書及び運営申込申請書、その他の公募に関する一切の提出書類（以下「事業計画書等」という。）

(3) 甲、乙及び糸魚川市立糸魚川東保育園に在園している児童の保護者（民営化後においてはその時点で公私連携型保育所に在園している児童の保護者）によって構成する三者協議会において決定した事項（以下「三者協議会決定事項」という。）

（協定等の規定の適用関係）

第 3 条 法令及び諸契約等の規定の間に矛盾又は齟齬が生じた場合は、法令（本協定締結後に改正した法令を含む。）、本協定、三者協議会決定事項、募集要項及び運営仕様書、事業計画書等、保育委託に係る協定書の順に、その解釈を優先させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の締結後、別途乙及び公私連携型保育所に在園する児童の保護者が協議、決定し、文書により甲に報告した事項がある場合は、法令に反しない限りにおいて、当該決定事項が優先するものとする。

3 諸契約等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して

定めるものとする。

- 4 諸契約等の内容を変更するとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、書面により諸契約等を変更するものとする。

(公私連携型保育所の名称及び所在地)

第4条 公私連携型保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 糸魚川東保育園

所在地 新潟県糸魚川市東寺町二丁目4番2号

(保育及び子育て支援事業に関する基本的事項)

第5条 乙は、法令及び諸契約等に基づき公私連携型保育所を運営するものとする。

- 2 乙は、法令及び諸契約等に基づき子育て支援事業を実施するものとする。
- 3 乙は、前2項に定める公私連携型保育所の運営及び子育て支援事業に係る内容を変更又は取り止める場合は、予め甲の書面による承諾を受けなければならない。
- 4 乙は、その名称、代表者その他重要な事項に変更が生じたときは、遅滞なく報告しなければならない。

土地賃貸借の場合を想定した条文としていますが、譲渡の場合は違う条文となります。

(必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項)

第6条 甲は、乙に対し、乙が設置・運営する公私連携型保育所の用地（以下「土地」という。）を賃貸借契約に基づき、貸し付けるものとする。

- 2 甲は、前項の土地の貸付けについては、法第56条の8第4項及び第5項の規定により無償又は時価よりも低い価格で賃料を設定するものとし、当該賃料は、賃貸借契約において定めるものとする。
- 3 乙は、土地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、乙の負担において土地の維持管理を行うものとする。
- 5 甲は、乙の本協定の履行のため、糸魚川市立糸魚川東保育園において現に使用している備品のうち、甲乙協議の上、合意したものについては、別に定める「財産無償譲渡契約」に基づき、公私連携型保育所の開園時に乙に譲与するものとする。
- 6 甲は、乙の本協定の履行のため、糸魚川市立糸魚川東保育園において現に使用している消耗品等を含むその他設備のうち、甲乙協議の上、合意したものについては、公私連携型保育所の開園時に乙に譲与するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和9年4月1日から令和15年3月31日までとする。

- 2 前項に定める協定期間満了後の更新については、協定期間満了の12月前までに甲乙協議の上決定するものとする。

- 3 甲及び乙は、前項の協議により協定期間を更新するときは、新たな協定期間について、本協定を変更する協定（以下「変更協定」という。）を締結するものとし、以後、同様とする。

（公私連携保育法人の指定）

- 第8条 甲は、本協定を締結したときは、協定期間について、法第56条の8第1項の規定に基づき、乙を公私連携保育法人として指定する手続を行うものとする。
- 2 甲は、前条第3項の規定により、変更協定を締結したときは、当該変更協定の協定期間に合わせて、乙を公私連携保育法人として再指定する手続を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙が本協定に違反する恐れがある場合は、甲は、乙に改善を勧告し、乙が直ちに従わない場合は、指定又は再指定の手続を取りやめることができるものとする。

（運営状況等の検査等）

- 第9条 甲は、公私連携型保育所の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、乙若しくは公私連携型保育所の長に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 乙は、前項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避してはならない。
- 3 甲が第1項の規定による質問又は立ち入り検査を行うときは、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定による検査等の結果、法第45条第1項の基準に達していない場合において、法第46条第3項又は第4項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を新潟県知事に通知しなければならない。

（運営状況の改善勧告等）

- 第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときその他の正当な理由なく本協定に従って保育等を行っていないと認めるときは、乙に対し、報告を求め、業務の是正、改善又は補完を勧告するものとする。
- (1) 前条第1項の規定による検査等の結果、乙による運営が法令及び諸契約等に定める条件を満たしていないとき。
- (2) 法第46条第3項又は第4項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 公私連携型保育所の設置目的に反した運営を行っているとき。
- (4) 諸契約等の規定に違反したとき。

- (5) 土地を第三者に転貸（一部転貸を含む）し、又は賃貸借契約により生ずる権利及び義務を譲渡し、継承させ、若しくはその権利を担保に供したとき。
 - (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の適用の着手その他乙がその管理する施設の管理を引き続き行う財政的能力がなくなったと認められるとき。
 - (7) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 8 項の規定に基づき所轄庁により乙が解散を命じられたとき。
 - (8) 刑事事件その他の不祥事により、信用が失墜したと認められるとき。
 - (9) 乙の役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が糸魚川市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (10) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は糸魚川市暴力団排除条例第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (11) 乙の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (12) 乙の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (13) その他乙が公私連携保育法人として業務を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 乙は、前項の規定による勧告を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

（公私連携保育法人の指定の取消し）

第 11 条 甲は、乙が前条の規定による勧告等に従わないとき又は乙の責に帰する事由により諸契約（本協定を除く）のいずれかについて契約解除となった場合は、法第 56 条の 8 第 1 項の規定に基づく乙の指定を法第 56 条の 8 第 11 項の規定に基づき取り消すことができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責を負わないものとする。

（不可抗力による対応方法）

第 12 条 甲又は乙は、地震、火災、その他の災害等の不可抗力（以下「不可抗力」という。）の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して業務の継続、費用負担その他の復旧を目的とした対応方法に関し、協議を求めることができる。

- 2 前項の協議が不可抗力発生の翌日から起算して 60 日以内に合意に至らない場合は、甲は、対応方法を書面にて乙に通知し、乙はこれに従い業務を継続するものとする。ただし、不可抗力により業務の継続そのものが不能となった場合は、甲は法第 56 条の 8 第 1 項の規定に基づく乙の指定を取り消すものとする。

(廃止申請)

- 第 13 条 乙は、第 11 条又は前条第 2 項ただし書の規定により指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携型保育所について、法第 35 条第 12 項の規定による廃止の承認を新潟県知事に申請しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定による廃止の申請をしたときは、当該申請日の同日に、当該申請に係る公私連携型保育所の施設の設備規模は変更せず、法第 35 条第 4 項の規定に基づく、保育所としての認可を受けなければならない。
- 3 乙は、第 1 項の規定による廃止の承認の申請をしたときは、当該申請の日前 1 月以内に第 5 条に規定する保育又は子育て支援事業（以下「保育等」という。）を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該保育等の提供を希望する者に対し、必要な保育等が継続的に提供されるよう、他の保育所及び認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
- 4 前 3 項の規定は、協定期間満了をもって、本協定及び法第 56 条の 8 第 1 項の規定に基づく乙の指定を終了する場合について、準用するものとする。

(協定の解除)

- 第 14 条 甲は、第 11 条又は第 12 条第 2 項ただし書の規定により指定を取り消したときは、本協定を解除するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により協定を解除するときは、乙に生じた損害について、その賠償の責を負わないものとする。

(原状回復義務)

- 第 15 条 乙は、前条の規定により協定が解除となった場合は、甲に対し土地上の建物その他の工作物を取り壊し、更地として原状に回復して甲の指定する期日までに土地を明け渡さなければならない。ただし、甲が別段の意思を表示した場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する土地の明け渡しに際し、土地に投じた改良費等の有益費その他の費用について、甲に対してその償還等を請求することができない。

(緊急時の対応)

- 第 16 条 乙は、業務の実施に関連して、事故、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）の

緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 天災等が発生した場合、乙は、甲と協力して原因調査に当たるものとする。

(暴力団等からの不当介入に対する乙の責務)

第 17 条 乙は、本協定に係る運營業務の履行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、甲に対する相談その他の当該不当な要求を排除するために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 乙は、暴力団等の排除に資すると認められる情報を知ったときは、甲に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(個人情報の保護等)

第 18 条 乙は、業務を実施するための個人情報の取扱いについては、関係法令及び諸契約等を遵守しなければならない。

2 前項の個人情報の保護については、本協定終了後も遵守するものとする。

(土地の管理)

第 19 条 乙は、第 6 条の規定に基づき甲から乙に貸与される土地について、善良な管理者の注意を持って管理し、公私連携型保育所の運営に使用するものとする。

2 乙は、土地を運營業務の目的以外に使用してはならない。ただし、予め甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

3 乙は、土地の形状、形質等を変更してはならない。ただし、予め甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

4 乙は、天災等その他の事故により土地を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

5 乙は、乙の過失又は故意により、土地を滅失又は毀損した場合は、その損害を賠償するものとする。

(危険負担)

第 20 条 本協定履行の際、甲の責に帰することができない事由によって生じた損害は、乙の負担とする。ただし、特別な事由がある場合は、甲乙協議の上決定する。

2 本協定履行の際、乙が第三者に与えた損害は、乙の負担とする。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第 21 条 乙は、本協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(信義則)

第 22 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 23 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 24 条 本協定に係る訴訟については、新潟地方裁判所高田支部を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

本協定の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 糸魚川市
代表者 糸魚川市長 印

所在地
乙
氏 名 印